

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	デジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社	コード	3916
提出日	2023/3/1	異動(予定)日	2023/3/1
独立役員届出書の提出理由	独立役員である長坂賢平氏が、期中(2023年2月28日付)で社外監査役を退任したことにともない、新たに石塚健一郎氏を独立役員として指定するため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし
1	熊坂 勝美	社外取締役	○														○	有
2	西井 正昭	社外取締役	○														○	有
3	北之防 敏弘	社外取締役	○														○	有
4	萩原 忠幸	社外取締役	○														○	有
5	鈴木 清明	社外監査役	○														○	有
6	石塚 健一郎	社外監査役	○														○	新任 有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		熊坂勝美氏は、長年にわたり大手IT企業における職務経験、M&Aの実績があり、国内、海外企業の経営者として多くの経験と経営全般に対する幅広い見識を有しております。2019年9月に当社社外取締役へ就任後、これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただいております。また、同氏は当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として届け出ております。
2		西井正昭氏は、大手金融機関でのシステム企画部門、支店長を歴任しており、大手IT企業では営業責任者を経験しており、営業、マーケティング、法務の見識を有しております。また経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有しております。2016年9月に当社社外取締役へ就任後、これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただいております。また、同氏は当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として届け出ております。
3		北之防敏弘氏は、大手金融機関において数々のシステム開発に携わり、また大規模システム開発のプロジェクト責任者も数多く経験され、経営のみならず、IT全般に関する幅広い知見、財務会計の知見を有しております。2019年9月に当社社外取締役へ就任後、これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただいております。また、同氏は当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として届け出ております。
4		萩原忠幸氏は、大手金融機関においてIT部門の責任者としての経験があり、IT全般に関する幅広い知見を有しております。また経営者としての豊富な経験と幅広い見識も有しております。これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただいております。また、同氏は当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として届け出ております。
5		鈴木清明氏は、鈴木清明法律事務所の代表を務める等、法律の専門家としての経験と知識を当社の監査に反映していただくため、要請したものであります。また、同氏は当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として届け出ております。
6		石塚健一郎氏は、弁護士としての専門知識・経験等が豊富でその経験を当社の監査に反映していただくため、要請したものであります。また、同氏は当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として届け出ております。

## 4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
  - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
  - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - 社外役員の間で兼任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。